



令和2年及び令和3年の労働災害発生状況について



号 業種別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)				秋田署管内								
	年間合計				令和2年	令和3年	前年増減		令和2年	令和3年	前年増減						
	令和1年	令和2年	令和2年	令和3年	1月～3月	1月～3月	件数	百分率	1月～3月	1月～3月	件数	百分率					
17	全業種合計	5	1,088	7	1,087	1	255	1	318	63	24.7%	1	92	132	40	43.5%	
1	製造業		219	1	191		64		61	-3	-4.7%		20		25	5	25.0%
2	鉱業 (鉱業法適用を除く)		6		2		1		0	-1	-100.0%		1		0	-1	-100.0%
3	建設業	1	209	2	200		41		46	5	12.2%		12		14	2	16.7%
	土木工事業		68	1	78		19		17	-2	-10.5%		4		7	3	75.0%
	建築工事業		115		101		17		25	8	47.1%		6		3	-3	-50.0%
	鉄骨・鉄筋家屋建築		26		16		1		3	2	200.0%		0		1	1	100.0%
	木造家屋建築		70		63		11		15	4	36.4%		3		1	-2	-66.7%
	その他の建設業	1	26	1	21		5		4	-1	-20.0%		2		4	2	100.0%
4	運輸交通業	1	93	1	94		22		34	12	54.5%		11		23	12	109.1%
5	貨物取扱業		1		1		0		0	0	0.0%		0		0	0	0.0%
6-2	林業		41	3	39	1	12	1	7	-5	-41.7%	1	1		0	-1	-100.0%
8	商業	2	194		196		47		52	5	10.6%		22		20	-2	-9.1%
13	保健衛生業		126		144		23		55	32	139.1%		8		29	21	262.5%
14	接客娯楽業		51		60		12		15	3	25.0%		5		6	1	20.0%
15	清掃・と畜業		37		51		16		11	-5	-31.3%		6		3	-3	-50.0%
	上記以外の事業	1	111		109		17		37	20	117.6%		6		12	6	100.0%

令和3年の労働災害発生状況(管内の建設業)

管内の建設業の災害は、14件発生し、昨年を2件上回っています。災害が目立つのが、「飛来・落下災害」と「転倒災害」で、どちらも4件ずつ発生しています。転倒災害は、1月～2月にかけて寒波や大雪による影響が大きな要因と思われますが、例年、転倒災害は冬季に限らず発生していますので、注意が必要です。なお、「墜落・転落災害」は1件発生していますが、これから工事量の増加とともに高所作業も増えていくことと思いますので、一層の「墜落・転落防止対策」の取組をお願いします。



はしごや脚立からの墜落防止対策について

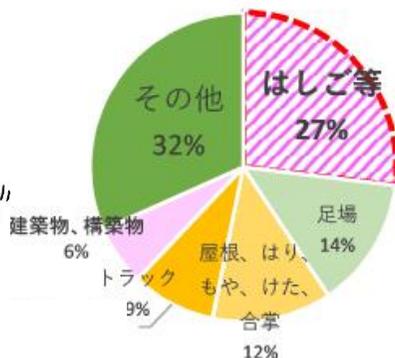
全国の令和元年の建設業における休業4日以上の災害のうち、「墜落・転落災害」が全体の3割を超え、そのうち「はしごや脚立」による災害は3割程度で、足場の2倍程度発生しています。はしご等からの「墜落・転落災害」は、死亡災害にもつながる可能性があり、療養は長期化しやすい災害となっています。

足場と同様に「はしご等」による災害防止に力を入れましょう。

はしご等の災害を防止するため、はしごを使用する前に点検していただくチェックリスト形式のリーフレット(裏面)を作成しました。是非活用していただき、はしごからの墜落・転落災害を防ぎましょう。

次号は、脚立災害防止のリーフをご紹介します。

(建設業×墜落転落×はしご等)



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここがない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署